

1/19早稿

コロナで介護報酬上乗せ

厚労省21年度改定 みとり期間も拡大

厚生労働省は十八日、介護サービスを提供する事業所に支払う介護報酬について、二〇二一年度から三年間の改定方針をまとめた。新型コロナウイルスなどの感染症や災害で利用者が急減した場合に対応するた

め、一定の要件で報酬を上乗せする。事業経営を安定させ、サービスを継続できるようにする狙い。

新型コロナに伴う経営への影響を考慮し、四～九月までは全サービスの基本的な報酬を0・1%増やす。

高齢化が一層進むのを見据え、みとり対応をした際の報酬上乗せの対象期間を拡大する。

新型コロナ感染拡大では、施設に出向く通所サービスを中心を利用者が大幅に落ち込み、収入が減った

事業所もあった。

介護報酬は全体で0・7%

(大規模な事業所は2%)上乗せする。経営改善

まり、厚労省はサービスごとの報酬単価を十八日の社

会保障審議会(厚労相の諮

問機関)

の分科会に示し、

了承された。報酬が上がる

と事業所の収入は増える半

面、利用者の負担も増え

る。

通所介護(ティーサービス)

や通所リハビリ(ティケア)

では、感染症や災害で前年

度の平均利用者数から5%

以上減った月がある場合、

五歳の後期高齢者になり始

め、介護サービスの需要が

より高まるのに合わせ、終

末期のケアを充実させる。

人材不足対策などとし

て、基本的な報酬をほぼ全てのサービスで引き上げる。勤続十年以上の介護福祉士が一定数いる事業所へ加算を増やし、離職食い止めを図る。

【訪問介護】	
身体介護(20分以上30分未満)を月9回、生活援助(45分以上)を月8回利用	
自己 現行 月5811円 負担 改定 月5832円	21円▲

【町形態高齢者介護】	
月11回(1回7時間以上8時間未満のサービス)利用	
現行 月1万473円 改定 月1万539円	66円▲

要介護4の場合	
自己 現行 月2万7139円 負担 改定 月2万7173円	34円▲
食費 現行 月4万1760円 改定 月4万3350円	1590円▲

立憲民主党など野党は十八日、新型コロナウイルスの感染者に対する医療従事者や介護施設の職員らに一人当たり最大二十万円の慰労金を再支給する法案を衆院に提出した。立民の山井和則国対筆頭副委長は「医療従事者の処遇は悪化しており、再支給は改善につながる」と記者団に述べ、与党野党が賛同を呼び掛ける考えを示し

た。

政府は、二〇二〇年度第二次補正予算で医療従事者に最大二十万円の慰労金を支給した。法案は、医療機関や介護施設の職員のほか保育所の職員や薬局の薬剤師らにも対象を広げ、改めて支給する内容。立民の試算では約一百四十五万人が対象で、一千七百億円程度の財源が必要となる。

在宅サービス
(要介護2の場合)
利用者負担が変わる



(厚生労働省試算)